

「再商品化実施委託単価」の決定手続きの変更等について

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
理事会・評議員会 資料
平成 24 年 12 月 4 日・17 日

(経緯)

当協会では、現在の公益財団法人に移行する以前の民法第 34 条法人の時代（以後、「従来」という）から、当協会の予算書作成の積算ベースとなる「再商品化実施委託単価」の決定については、次年度に向けて“12 月上旬から特定事業者からの再商品化委託の申込受付を開始する”という事務作業の関係で、当協会の“総務企画委員会”にその決定を、毎年度、委任（6 月の定時評議員会、従来は理事会）し、12 月の評議員会（従来は理事会）で追認を受けるという手続きを行ってきた。

しかしながら、一部の評議員の方から、この手続きは不自然であるとのご指摘を頂き、主務 5 省とも協議を行ってきた結果、現在の公益財団法人の定款第 38 条第 1 項及び第 5 項において、業務執行に係る事項は理事会の権限として規定されていることから、従来の手続きを改めるようご指導を頂いた。

<協会定款第7章（理事会）の第38条（権限）>

第38条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 当協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 代表理事のうち、理事長及び専務理事並びに常務理事の選任及び解任
- (5) その他、当協会の業務執行に必要な事項の決定

(25年度以降の対応)

前記の経緯及び主務省からの指導を踏まえて、当協会では、次年度における平成26年度の再商品化委託単価の決定手続きから、従来の手続きを改め、理事会における業務執行に関わる事項として明確に位置づけた上で（＝当協会の「諸規程管理規則」の定めに拠る内部手続きを経て「理事会運営規程」の一部改正、添付資料参照）、理事会において決定手続きをとることとする。

このため、次年度に向けた再商品化実施委託単価決定に当たって、25年度からは新たに、従来開催していなかった「臨時理事会」を10月～11月の間に開催し、その場で決定の手続きを行う。

以 上

理事会運営規程 一部改正

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

平成21年6月19日制定

平成23年2月21日改正

平成23年6月14日改正

平成24年12月17日改正

(目的)

第1条 本規程は、当協会理事会の運営上の諸事項を定めることを目的とする

(構成)

第2条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第3条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解任
- (4) 代表理事のうち、理事長及び専務理事並びに常務理事の選任及び解任
- (5) 諸規程管理規則（平成21年3月24日制定）に基づく諸規程の制定、変更及び決定
- (6) 理事の業務執行体制の監督
- (7) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの付属明細書の決定
- (8) 評議員会への提案事項の審議・決定

(9) 再商品化委託単価の決定

(10) その他、当協会の業務執行に必要な事項の決定

2 前項第8号の提案事項は次のものとする。

- イ 定款の変更
- ロ 残余財産の処分
- ハ その他必要と認められたもの

3 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産（特定財産を含む）の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (4) 理事の職務の執行が法令等及び定款に適合することを確保するための体制その他当協会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(開催)

第4条 理事会は、「定時理事会」として毎事業年度2回、6月と12月に開催する。そのほか、必要がある場合に「臨時理事会」を開催することができる。

(招集)

第5条 理事会は、代表理事である理事長が招集する。理事長に事故あるとき又は欠けたときは、他の代表理事が招集する。

2 理事会の開催については、日時及び場所並びに会議の目的たる事項、及びその内容を、開会の日の5日前まで

別添

に通知しなければならない。

- 3 理事長以外の理事は、理事長に対して、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。その請求のあった日から5日以内に、同日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合には、当該理事が、理事会を招集することができる。

(招集手続き)

第6条 理事長及び前条第3項に規定する理事は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、前項の招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第7条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に事故あるとき又は欠けたときは、他の代表理事が代行する。

- 2 前項にかかわらず、任期満了に伴う理事全員の改選直後の理事会における議長は、事務局長がこれにあたる。また、事務局長に事故あるとき又は欠けたときは、出席した理事の中から選出する。

(定足数)

第8条 理事会は、理事の過半数の出席で成立する。

(決議)

第9条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 理事は、理事会に出席することなく、書面等によって議決権を行使することは認められない。

(議事録)

第10条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 開催日時及び開催場所
 - (2) 理事の総数
 - (3) 出席した理事の数及び氏名、その他出席者名
 - (4) 議事の経過の概要及び決議の結果
- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
 - 3 議事録は、事務局が保存しなければならない。

(常勤理事会)

第11条 当協会定款第27条第4項に規定する常勤理事は、別に定める「常勤理事会設置に関する規程」(平成16年6月14日制定)に基づき、日常的な業務を執行する。

(改廃)

第12条 この理事会運営規程の改廃は、別に定める「諸規程管理規則」(平成21年3月24日制定)の定めるところに拠る。

(委任)

第13条 理事会の運営に関する事項で、この規程に定めのない事項は、当協会定款及び定款第4条の法令等の定めるところに拠る。

別添

付 則 (平成21年6月19日)

この規程は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成23年2月21日から施行する。
- 2 今回の改正で、第4条の規定を一部改正するとともに、第11条に常勤理事会について規定した。

付 則 (平成23年6月14日)

- 1 この規程は、平成23年6月14日から施行する。
- 2 今回の改正で、第7条に第2項を追加した。

付 則 (平成24年12月27日)

- 1 この規程は、平成24年12月27日から施行する。
- 2 今回の改正で、第3条に第9号を追加した。